

令和7年度

# 追加行政監査報告書

- ・ 公有地調査委員会報告に関するもの  
上記に関するフォローアップ監査

河合町監査委員

## 令和7年度追加定期行政監査

この追加行政監査は、令和7年3月に実施した特別監査「公有地調査検討委員会報告に関するもの」の指摘事項に対して講じた措置について、内容点検に必要な書類の提出と、関係職員からの聴取により、指摘事項の改善状況の確認を行う「フォローアップ監査」とした。

### 1. 監査の対象

#### 1) 対象事務

公有地調査検討委員会報告に関するもの

#### 2) 対象部課

総務部総務課

### 2. 監査の目的

フォローアップ監査は、令和7年度河合町監査計画の実施方針に定めるところにより、令和5年度と6年度の定期・行政監査、特別監査及び個別外部監査で、是正・改善の必要があると指摘された事項について、関係課から提出された資料に基づき、内部点検体制が有効に機能しているかの視点により、改善状況の確認を行う事を目的とする。

### 3. 監査実施日及び場所

1) 実施日 令和8年1月21日 16時～17時

2) 場 所 河合町役場 3階 監査委員室

### 4. 監査の主な実施内容及び着眼点

令和7年度定期行政監査「フォローアップ監査」の対象4事案の内、監査が留保された令和7年3月特別監査「公有地調査検討委員会報告に関するもの」の指摘事項に対して、講じた措置に関する資料提供を受け、措置内容の確認に必要な契約書や関連書類の提出を求めた。また、関係職員から聴取することにより、指摘事項についての措置の確認を行った。

### 5. 監査の結果

1) 監査が留保された「公有地調査検討委員会報告に関するもの」の指摘事項と問題事案

#### **指摘事項**

(1) 固定資産税課税業務の怠り

- (2) 占有に対する損害賠償
- (3) 占有する土地、建物の処分手続き

### 問題事案

- (1) A氏による穴闇135番地1及び2の町有地と国有地の不法占有に対する占有料の請求と徴収、法令に基づく措置。
- (2) B氏、D氏による穴闇135番地1の町有地不法占有に対する占有料の請求と徴収、法令に基づく措置。
- (3) 同様事例の調査

### 2) 具体的措置

- (1) 令和7年12月に財務省近畿財務局から、国有地不法占有損害金の請求について、以下のとおり通知がありました。
  - ①不法占拠財産取扱要領に基づく使用料相当額、利息金等損害金の請求期間は20年とする。
  - ②損害金は、財務省「不法占拠財産の損害金算定要領」により算定する。
- (2) 町有地占有に対する請求期間および損害金の請求は、財務省の取扱いと同一とする。

### 3) 個別具体的措置

- (1) A氏による穴闇135番地1及び2の町有地及び国有地不法占有に対する占有料の請求と徴収、法令に基づく指摘事項の措置。
  - ①固定資産税の課税  
令和6年12月に町から過去5年分の請求がされて、同月に占有者より納付されている。
  - ②占有に対する損害金の請求  
財務省が占有を確認してから3年以上が経過しているため、不法行為による損害賠償請求ではなく、民法第703条「不当利得返還義務」の規定による請求となった。また、財務省の不法占拠財産取扱要領に基づく使用料相当額、利息金等損害金の遡及できる請求期間は20年である。  
※占有者からの消滅時効援用通知により、請求期間は10年となる。  
財務省の請損害金請求は令和7年12月に行われ、同月に占有者より納付されている。  
本町は、財務省の「不法占拠財産取扱要領」に準じた損害金を算定し、令和7年12月に占有者へ請求しており、納付期限は令和7年度中となっている。
  - ③占有地の建物の処分  
建物は令和7年3月には解体撤去され、占有地は更地になっている。
- (2) B氏、D氏による穴闇135番地1の町有地不法占有に対する占有料の請求と徴収、法令に基づく措置。

①占有に対する損害賠償

財務省の「不法占拠財産取扱要領」を準用し、不当利得返還請求を今年度中に行う予定となっている。

②占有している土地と建物

協議の上、下記のいずれかの選択を求める方針になっている。

ア 随意契約による売却(土地払い下げ)を行う。

イ 土地使用契約を締結する。

ウ 土地を明渡し、現状回復を行う。

(3) 同様事例の調査

引き続き調査を継続し、同様事例の再発を防止する事になっている。

6. 監査意見

本件事案を教訓として、町全域で不法占有及び占有物の現地調査を実施し、不法占有の状態を確認後、占有物の撤去を口頭・文書により求め、占有物の撤去指導と、占有者に対し占有料を請求して徴収しなければならない場合には、占有者の特定と権原の有無に関する調査、占有する土地の面積等の確定を行い、法令等に基づく措置等により適正な公有財産管理に取り組まれない。